

資料1～資料6の内容に対するご意見・ご質問(一覧)

参考資料 1

組織	内容	回答
<p>社会福祉法人 名古屋ライトハウス 情報文化センター</p>	<p>主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている、信号機等のバリアフリー化率は、2020年度末の参考値2022年度末の現状値共に約98%となっていますが、2025年度末数値目標は、原則100%に設定されています。</p> <p>主要な生活関連経路を構成する道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている、音響信号機及びエスコートゾーンの設置率は、2022年度末の現状値、約56%、2025年度末数値目標は、原則100%となっています。</p> <p>①これは音響信号機とエスコートゾーンが組み合わせた設置率でしょうか？ ②主要な生活関連経路、数値目標の根拠を教えてくださいませんか？</p>	<p>①下線部については、音響信号機及びエスコートゾーンの設置を行う必要がありますので、その両方を設置している割合になります。</p> <p>②「主要な生活関連経路、数値目標の根拠」についてですが、本資料は警察庁資料に基づきご紹介しているものでありますので、頂いたご意見については本省へお伝えします。</p>
<p>公益社団法人 静岡県聴覚障害者協会</p>	<p>資料については、現在、作業内容別となっているが、これとは別に、障害別の目標達成、作成状況などの資料がほしい。</p>	<p>資料作成にあたってのカテゴリ分けにつきましては、頂いたご意見を本省へお伝えします。</p>
<p>福井市ボランティア連絡協議会</p>	<p>資料1のP9 誘導用ブロックのグラフ表に関して、急激な落ち込みの原因はどうしてですか？</p>	<p>(令和2年4月施行の基準改正の補足) 「視覚障害者誘導用ブロックの設置」については、令和3年度より、ブロック形状をJIS規格に統一することを規定した公共交通移動等円滑化基準に適合している旅客施設数を集計していることとしたため、整備率が大きく減少しています。</p>

資料1～資料6の内容に対するご意見・ご質問(一覧)

参考資料 1

組織	内容	回答
福井市ボランティア連絡協議会	資料1のP27 都市公園バリアフリー状況の駐車場に関して、対象外になっているのですが、駐輪場はどうなっていますか？	駐輪場については移動等円滑化基準の対象でないことから、確認できておりません。
福井県身体障害者福祉連合会	資料1のリスト付きバス等の導入状況(地域別)について うちでは、把握していないのですが、福井県で適用除外認定車両数66に対し リフト付きバス等車両数が15となっておりますが、15台の導入市町や事業者等を教えて下さい。	国の資料において、個別の鉄道事業者におけるバリアフリー状況を示すことは、個々の事情の中でバリアフリーの取組を進めている事業者について、整備状況で優越を示すこととなり、面的で一体的なバリアフリーを推進するという目的に照らして不相当であるため、バリアフリー状況については、県別での表示としています。
愛知県建築局	資料1のP.31(建築物のバリアフリー化の推移)に、「床面積の合計が2000㎡以上の特別特定建築物(公立小学校等を除く)の総ストック…」と記載がありますが、“総ストック”について確認させてください。 ①対象地域は全国ですか。 ②民間の建築物も含まれますか。 ③既に存在している建築物も含まれますか。	①対象地域は全国になります。 ②百貨店など、民間の特別特定建築物で床面積の合計が2000㎡以上のものも含まれます。 ③総ストックには、既存の特別特定建築物(公立小学校等を除く)で床面積の合計が2000㎡以上のものを全て含まれます。

組織	内容	回答
<p>三重県 家庭福祉・施設整備課</p>	<p>①資料1のP.10の鉄軌道車両のバリアフリー状況について、三重県における事業者別の数字を教えてください。 ②資料1のP.10について、4両編成の列車中、1両のみが車いすスペースが2以上ある車両であれば、25%となるということによかったですか。また、1～3両編成の列車は集計の対象外ということによかったですか。 ③資料1のP.35について、各県の各設置率の対象総数を教えてください。(参考に管区別もわかれば教えてください) ④資料3のP.6のハード・ソフト計画公表の義務がある一定規模以上の事業者の作成状況について、伊賀市(伊賀鉄道)が一覧に無いのはなぜでしょうか。同様の経緯、運行形態である養老線管理機構(養老鉄道)、四日市市(四日市あすなろう鉄道)は一覧にあるので、違和感があります。伊賀線は輸送人員100万人を超え、対象外とされている1000万未満の中小民間企業者にも伊賀市は該当しないと思われます。</p>	<p>①国の資料において、個別の鉄道事業者におけるバリアフリー状況を示すことは、個々の事情の中でバリアフリーの取組を進めている事業者について、整備状況で優越を示すこととなり、面的で一体的なバリアフリーを推進するという目的に照らして不適當であるため、バリアフリー状況については、県別での表示としています。 ②基準では、1列車(この場合であれば4両編成車両全体)につき車いすスペースを2以上設置することを求めていますので、当該列車については当該基準に適合しています。(100%) また、1～3両編成の列車についても集計の対象となります。 ③特に必要と認められる部分における横断箇所数</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管区別 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道 0か所 ・ 東北 100か所 ・ 東京都 500か所 ・ 関東 466か所 ・ 中部 157か所 ・ 近畿 97か所 ・ 中国 256か所 ・ 四国 133か所 ・ 九州 678か所 ○ 県別 <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県 123か所 ・ 静岡県 49か所 ・ 岐阜県 9か所 ・ 三重県 8か所 ・ 福井県 1か所 <p>④養老線管理機構と四日市あすなろう鉄道は、「移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書」の作成対象事業者ではありませんが、作成された計画書等を国に提出し、ホームページで公表しているため、一覧に掲載されています。</p>